

2月25日第三種郵便物認可

村が責任負うものではない

法人解散に伴う 代表清算人へ回答

松谷村長

一般社団法人くまびら山村活性化協会が、球磨村の契約非更新による協会解散に伴う清算金の支払いについて、村の責任を求め、いたことに対し、松谷村長は4日、「村が責任を負うものではない」という明確な見解を示した。

4日は同協議会の代表清算人である富永知敬氏と顧問で東海大学名誉教授理化学博士の鈴木康夫氏が村議会議員の同席の下、松谷村長から回答を受けた。村の見解として、契約の更新を行わなかったのは適正な手続きに基づいているため、「村に法的な責任はない」と認識。

また、協会の解散は、関連法規または定款に基づき、協会自身の判断で行われたものであり、「村は解散の意思決定に一切関与していない。そのため、解散に伴う清算金について、村が責任を負うものではない」という見解を示した。

村の今後の対応として、「村は、今回の文書をもってこの件に関する回答を最後とし、もし協会が村に責任があると主張するのであれば、法的根拠を明確に示すよう」と求めた。

富永氏は「協会は前村長が立ち上げた法人であることから、村としては責任を持って清算、解散などの法的な手続きに関わってもらいたい」と文書で求めるも、今回、村としても法的に対応する準備があるという姿勢を受け、「話し合いを持って解決を図りたかったが、法的手段を検討しないといけないのか」と述べた。



村長からの回答を受ける富永氏(右)